

令和7年度京丹後市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

1 開催日時

令和7年7月18日（金）午後1時～3時

2 開催場所

京丹後市峰山総合福祉センター コミュニティホール

3 出席者氏名

(1) 出席者

中山 泰（京丹後市長）
蒲田 有希子会長（京丹後市こども部長）
野村 亜紀子副会長（京丹後市こども部子育て支援課長）
中尾 修志委員代理（京都府丹後保健所長代理）
市田 奈津子委員（京都府福知山児童相談所長）
小林 文彦委員（京都府京丹後警察署長）
藤原 大輔委員代理（北丹医師会長代理）
安保 千秋委員（京都弁護士会代表）
今田 幸四郎委員（京丹後市民生児童委員協議会会長）
清水 弘子委員（京丹後人権擁護委員協議会副会長）
櫛田 啓委員（みねやま福祉会理事長）
山添 勝弘委員（京丹後市消防本部消防長）
川村 義輝委員（京丹後市教育委員会教育次長）
中西 陽一委員（京丹後市福祉事務所長）

(2) 協議会事務局

片柳 弘司（学校教育課主幹）
藤村 貴俊（子育て支援課課長補佐）
大澤 和子（子育て支援課課長補佐）
吉川 満典（子育て支援課主任臨床心理士）
茂籠 多嘉子（子育て支援課家庭相談員）

- 4 内容
会議次第（別紙）のとおり

- 5 公開または非公開の別
公開

- 6 傍聴人の人数
0名

- 7 会議録

開会

<事務局>

皆様、本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、京丹後市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催いたします。

本日司会をさせていただきます本協議会副会長こども部子育て支援課長の野村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、京丹後市長中山泰よりご挨拶申し上げます。

市長挨拶

<挨拶：京丹後市長>

日頃からそれぞれの分野でのご尽力、また、この会議への運営の協力などを賜っており本当にありがとうございます。さて、この要保護児童対策では全国的に虐待事案も増加しているところでございます。

京丹後市においても虐待事案を含めて家庭児童相談の実件数が年間 400 人を超えるような高い数字で推移しております。

子育て対策がどの町でも非常に重要になっているという意味でももちろん、誰も置き去りにしないまちづくりをしっかりと進めていきたいと思っております。早期解消に向けて力を尽くしていかなければならないと思っております。

我々の町もこういったことに対応するために、こどもを真ん中に置いた子育てあるいはまちづくりを進めているところでありまして、市の体制としてもこども部を創設し、妊娠期から子育て期までの一貫した様々な対応をスムーズにできるような体制で取り組みを進め

ているところでございます。

引き続き、市役所として皆様にご協力をいただきながら体制を整えて参りたいと思っております。

今日は福知山児童相談所長の市田所長様からご講演も賜るということでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは本日も実り多いものにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

<事務局>

市長におかれましては、ご公務の都合のため、ここで退席をさせていただきます。

委員自己紹介

<事務局>

この会議につきましては、京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例の規定に基づきまして、公開の対象となっております。会議録を作成し、市のホームページにて掲載しますのでご了承ください。また会議の内容を録音させていただきますのでご発言はマイクを通してお願いいたします。

それではご出席いただいております委員の皆様にご自己紹介と各機関のこどもに関する取り組み等につきましてご報告をお願いしたいと存じます。お手元に名簿をつけておりますのでご覧ください。恐れ入りますが京都府丹後保健所長様より名簿の順にお願いいたします。

⇒別紙「京丹後市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員名簿」参照

議題

<事務局>

- (1) 京丹後市要保護児童対策地域協議会の構成について（資料1）
- (2) 令和6年度要保護児童対策地域協議会の運営状況について（資料2）
- (3) 令和6年度家庭児童相談実績等報告及びケース会議の実施状況について（資料3）
- (4) 令和7年度要保護児童対策地域協議会の活動計画について（資料4）
- (5) 令和6年度ヤングケアラーに関する活動実施報告について（資料5）
- (6) 令和7年度ヤングケアラーに関する活動計画について（資料6）

⇒資料をもとに協議会事務局より説明

<事務局>

議題1から6まで報告をさせていただきました。

報告の内容につきまして、ご質問やご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

<委員>

家庭児童相談件数の児童虐待相談が2,227件。1日で18件、20件という数になっているのですが、対応は電話相談も入っていますか？

<事務局>

児童虐待の相談延べ件数令和6年度の2,227件について対応の状況をお願いします。

<事務局>

児童虐待相談2,227件の相談の対応につきましては、電話相談も入っていますし、訪問や面談をさせてもらい、対応したすべての件数をここで挙げています。

<委員>

相談対応の割合や支援現場に行く割合はどうか。訪問や面談の件数と電話対応が何%なのか。要は相談の延べ3,037件を市の職員で対応したんですね。

<事務局>

こども家庭相談員は昨年度4名で対応していたところも含めて説明を。

<事務局>

件数に関しては、相談件数以外にも小中学校や高校、こども園や保育所などの情報共有をした件数も含まれておりまして、例えば学校に電話相談をしたり、情報共有したり、そういったものも含まれていますので、延べ件数としては、3千件を超えるということになっております。

<委員>

そこを外して考えないとだめなのではないですか。

実際問題があった件数を挙げるべきであって、学校との件数を挙げてしまうと、膨大な数になっているので、そこは実際に動いている数を教えていただいた方がいいです。

また、ケースカンファレンスの数が105件であり、3日に1回行っているということになっているのですが、なぜこんなに多いのでしょうか。もし3日に1回会議がされているのであれば司法介入が入ってきてしかるべきだと思いますがその報告は全くありません。これはどういう理解でいいのでしょうか。

<事務局>

昨年の105件の実施回数のうち、世帯数としては児童虐待32世帯、養護・その他7世帯のケース会議を行っております。例えば気になるケースや協議が必要なケースがありましたらすぐに開催をさせてもらい2ヶ月ごとに実施をしたり、少し落ち着いているケースは半年ごとに実施したりというかたちです。

<委員>

養護というのは経済的なことですか。

<事務局>

経済的な面も含まれておりますし、あと保護者の養育面に関する事で、例えば家庭環境や両親の養育力に少し課題がある世帯というのは、虐待ではなく「養護・その他」として台帳で管理をさせてもらっております。

<委員>

それは経済面と能力面の両方という理解でいいのでしょうか。32世帯が虐待であって7世帯は養護と考えてよろしいですか。

<事務局>

はい。

<委員>

32世帯のうちの虐待の重症度は何%で、すぐに介入しないといけないと思われている世帯数は何件ですか。

警察や消防で連携しないといけないケースが39件のうち何件と認識しているのかという情報が一番大切だと思います。

<事務局>

重症度につきまして昨年は身体的虐待で施設入所をされた世帯が3世帯ありました。重症度という面ではこの3世帯が施設入所になりましたので、緊急性がある世帯と考えられると思います。

<委員>

今現在の39世帯のうち緊急性があるものはないと考えてもよろしいですか。

<事務局>

緊急性という部分では、警察や児童相談所に入っただく世帯というのも関係機関で連携をして、相談や情報共有をして、会議をタイムリーにさせてもらっているというかたちになっています。

<委員>

連携の意味がわかりません。誰が指導されているのですか。せっかくこれだけの皆様に集まっただいて、警察の方もいらっしゃっているのに緊急性があるなど重症度が高い世帯の情報共有をする方がいいのかと思います。組織図を見させていただいたときに行政と教育機関での内々の関係性があるのが気になります。

医療としてどう動けばいいのか、これでは手の出しようがない。緊急性が高いケースは関与することがあるのではないかと、司法にもお願いしなくてはならないのではないかと。

聞きたいのは重症度が何%か、共有しなければいけない情報が何%であるかです。2000何件あったということはよくわかっており、大変ということはわかっていますが、他の業種としては連携をしないといけないケースが何件あるのかということです。

要保護児童対策地域会議なので、本当に保護しないといけない人たちの人数というのを考えていかないといけないと思っております。よろしくお願いたします。

<事務局>

ありがとうございました。

重症度は軽度、中度、重度というアセスメントを都度会議をもってしていると思いますのでその辺の割合も今後示せるようにというところで、また次年度以降お示しできたらと思っております。ありがとうございました。それでは他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

<委員>

キントーンで情報共有をされてるということで、どんな項目を情報共有されてるのかを教えてくださいませんか。

<事務局>

キントーンでの情報共有は特に項目は決めていないのですが、対応しているケースに関しての新しい情報をタイムリーにやりとりするということを目的にしていますので、面談や訪問内容や児童相談所が入ったの通告の内容も場合によっては共有しています。

<委員>

要は対象となる要保護児童のケースの情報共有は要対協のケースに挙げた方のみということですね。

<事務局>

そういうことです。

<委員>

支援が必要なヤングケアラーが12名います。話せる範囲で結構ですが支援が必要なヤングケアラーの状況をどう判断されたのかを教えてください。

<事務局>

ヤングケアラーに関しては、要保護児童対策地域協議会の養護のケースに準じるという扱いになっておりますので、実際にケースとして挙げていく場合には、課内の会議をはさみ、そこで継続対応が必要だと判断した場合はヤングケアラー支援の対象としています。実際には調査した中から挙がってきた子どもたちですので学校と相談をしながら対象とするかどうか検討しているところです。

内容に関しては、高齢者の病院の付き添いで学校を休む他、高齢者の介護の手になっている、視覚障害がある親の現地支援をしているなど、幼いきょうだいの世話をしているというのが京丹後市では一番多くなっています。

<委員>

それによって学業等の活動に支障が出ているかどうか、実際に姉が下の子の面倒を見るなどいろいろな家庭があると思うのですが、著しく子どもの時間が限定されてしまうと判断できたときに支援対象になるということですね。

<事務局>

学校生活で欠席や遅刻が生じたり、宿題ができていなかったり、忘れ物が多いなど、子どもたちが答えてくれていますのでそういう子たちをヤングケアラーとしています。

<委員>

ありがとうございます。

<委員>

行政として現場の家庭には入られているのですか？

<事務局>

そこが今の課題かと考えています。令和5年度から調査を始めまして、学校の方にアンケートをしたり児童生徒に直接答えてもらったりしていますが、なかなか保護者のところまで介入に至らないケースが多いかと思えます。

<委員>

校長が全部ケースを把握しているのですか。

<事務局>

そうですね。

<委員>

校長からなぜ医療機関やカウンセリングに挙がってこないのでしょうか。

<事務局>

なかには登校できてない子もいると思いますが、そこまでの重症な子は京丹後市には今はいないかと思います。

<委員>

ヤングケアラーとして時間を追われているのかを判断ができてないということになってしましますが。

<事務局>

管理をしている児童に関してはなかには不登校もありますが、ネグレクトと重なっている部分も多くあると感じています。親の学校への押し出しが弱いなどネグレクトと重複しているところもあるかと思います。

<委員>

ヤングケアラーが学校中心で動いているのであれば教育委員会から報告があつてしかるべきだと思っているのですが、いじめ対策ではそういった話を全く聞いていない。

学校長が管理をしているのであれば教育委員会に挙がったものはいじめの対象になっているはずなので教育委員会に挙がってくるはずです。経済的に誰が能力がないのか、もともとその子に問題があるのかということを分けていかないと、人口割合にしては多いのではないかという話になります。

医療関係者としてもこのまま見過ごすわけにはいけないというケースが出てきています。是非ともヤングケアラーという言葉の定義を明確化していただいて、本当にそこに該当するのかという評価をしないと問題が解決しない。

それから学校関係者だけで終わらせる理由を教えてくださいとありがたいと存じます。

<事務局>

ヤングケアラーについては法整備も含めて国の方からもいろいろと動きがありますので、

ヤングケアラーについての援助方法について研修等も含めながら知識のアップということで、事務局の方も自覚しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

他に質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、京丹後市要保護児童対策地域協議会の運営に係る協議はこれで終了させていただきます。

続きまして 5 番の研修に移させていただきますが、準備がありますのでしばらくお待ちいただけますと思います。

研修

<事務局>

それでは準備が整いましたので研修に移させていただきます。

本日は「福知山児童相談所管内の動向」と題しまして、京都府福知山児童相談所長の市田奈津子様より、ご講演をいただきます。所長におかれましては大変お忙しい中、本協議会の研修を快くお受けいただきましてありがとうございます。それでは市田所長様よろしく願いします。

<講師>

いただきました「動向」というテーマに沿うかどうかわからないながら、この資料も作成をしております。京都府の児童相談所、とくに福知山の状況について皆様と共有するにあたり、非公開の保護所の施設も見ていただきますので、本日お聞きになられた情報についての取り扱いにつきましてご注意をお願いしたいと思います。

今日は京都府福知山児童相談所の組織体制を見ていただき、一時保護所の写真も見ていただき、児童相談所の機能は何なのか、また令和 5 年度の京都府全体の統計の一部を見ていただき、一時保護についての施設運営や設備設置の基準条例もできまして国が大きく一時保護所にこどもの権利を導入するように今手厚い動きがありますので、その理想と京都府福知山児童相談所の現実とのギャップもお伝えしたいと思います。また、昨年度から開始されました意見聴取等についてという辺りを触れたいと思います。

⇒資料・スライドにより研修

<事務局>

ありがとうございました。一時保護所の現状を聞かせていただきましたが、皆さまから市田所長にご質問等ありましたらお願いします。

<事務局>

大変ありがとうございました。基本的なことかもしれないのですが、児童相談所の指導の中で、指導の種類がいくつかあったのですが、継続指導と児童福祉司指導という措置中の指導とか措置によらない指導の違いがあると思いますが、児童福祉司指導という保護所に入っている間の指導や施設入所中の指導のことをいうのかということと、児童相談所の職員と一緒に訪問をしているのは児童福祉司指導ではなく継続指導というとらえ方をしたらいいのかを教えてください。

<講師>

継続指導、児童福祉司指導、措置とか里親委託というのはアセスメントをした後の援助方針ですので一時保護中にそれを開始するということはまずないです。

ほとんどは継続指導ですが、この児童はもしかしたら社会的養護の利用の可能性が高まってきているとか、保護者を指導するためにはある程度法的な意味合いを与えて、次に何か心配なことがあったら社会的養護も考えているという場合に児童福祉司指導をうつことが多いです。それが2号の児童福祉司指導で、3号が入所や委託です。重みを持たせるために行政処分としての指導をします。

一般的に、応援しますというのが継続指導です。保護者にはこういう面接を行っていきまずという説明はしますが、あなたは継続指導ですというようなことは言いません。ただ、児童福祉司指導になると公印を押した書面を渡して説明します。

それから、審査請求や不服申し立てができますということを記載した指導は児童福祉司の名字も書きます。それも児童福祉司としても法律に基づいた指導をよりしっかりしないといけない。児童福祉司指導であっても市町の職員さんと一緒に行うこともありますので、児童福祉司指導にする場合は必ず市町にも報告するはずですよ。

<委員>

やはり児童福祉司指導は行政処分なので重みがあると思います。かなり枠づけが必要な場合に誓約をしてもらい、児童相談所の援助方針を明確に保護者に伝えられているのかと思います。通常の場合だとなかなか児童福祉司指導まではされないのではないかと思います。

<講師>

1つ補足をしますが、保護者が代理人弁護士をつけるということを中心に確率でできてきています。私たちも本当にこれが正しいのかという法律分野に弱いので、月2回程度、法律相談ということで安部先生にもお世話になっています。先ほどおっしゃってました子どもの権利委員会所属の弁護士を派遣していただき、常に保護者からこんな要望があったということを確認しながら進めるということになっていまして、学校などでもそういった

ことがあると思うのですが、私たちも法に則って動かねばならないということで、その点も難しい時代だと思っています。

閉会

<事務局>

ありがとうございました。

そうしましたら時間も来ておりますので、以上をもちまして研修の方を終了させていただきます。

市田所長様お忙しい中資料準備も含めて大変お世話になりありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、本協議会会長でこども部長の蒲田よりご挨拶申し上げます。

会長挨拶

<会長>

皆様、本日は本当に長時間にわたりまして本協議会の運営状況と活動計画についてのご協議そして研修会に熱心にご参加いただきまして、ありがとうございました。

福知山児童相談所の市田所長様におかれましては一時保護所や児童相談所の写真も含めまして皆さまに状況をわかりやすくご説明いただきました。

また、法改正もありまして、一時保護について司法が入ってくるなど、様々な変化が今後もあると思います。市町村におきましても今日ご指導をいただいたところがありますので改めて法改正も含めて市町村における要保護児童の内容でありますとか、アセスメントも含めまして再度確認をしながら対応を整えていきたいと思っております。

なお、要保護児童に関しましては今年度中に児童・家庭システムの導入を予定しております。今まで紙カルテで、十分に整理ができなかった部分もたくさんありましたが、そういった情報を一元化しタイムリーにそして適切に情報を提供できるようなかたちに整えていけたらと思っておりますし、今日皆様からいただきましたご意見も含めまして改善に努めていきたいと思っております。またこどもの権利擁護、こどもの意見表明というところが求められており、本市におきましてもこども計画の策定を予定しておりますので、どのようなかたちで市町村においてこどもの気持ちや思いを汲み取っていけるのか、またそれをケース会議また情報共有の場で皆さんと共有しながら最善の利益につなげるような支援ができるのかということも、今日皆様のご意見とそして研修を聞きながら改めて振り返るとともに、さらにより良い支援そして皆様との情報共有と連携強化というところに努めて参りたいという気持ちを新たにしたいところでございます。

引き続きケース会議や様々な場面での情報共有そして連携に努めて参りたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力を引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は長時間にわたりましてありがとうございました。

<事務局>

それでは、以上をもちまして令和 7 年度要保護児童対策地域協議会代表者会議を閉会といたします。

本日は誠にありがとうございました。